

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十六号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県公営企業管理者 奥野 立

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（週休日の振替）

第六条の二 前二条に規定する週休日において、特に勤務することを命ずる必要のある場合には、正規の勤務時間を割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要のある日に割り振ること（以下この条及び第十一条において「週休日の振替」という。）ができる。

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が前項の週休日の振替を行う場合における当該職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間について第三条第五項から第七項までの規定でそれぞれ定められた時間とする。

3 前二項に定めるほか、週休日の振替については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき行う週休日の振替の例による。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第六条の三 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十一条第一項中「第五条、第六条及び」を削り、「正規の勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要のある日に割り振ること（以下「週休日の振替」という。）を「週休日の振替」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第十一条の二 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十二条の二条第一項中「第六条」の下に、「第六条の二」を加える。

第十三条の二第一項中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する者を含む。以下次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。